香川地方最低賃金審議会

第2回 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開	催	日	時	令和元年10月7日 9時58分~11時46分			
開	催	場	所	香川労働局 第一会議室			
出	席	状	況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数3人	
				労働者を代表する委員	出席 3 人	定数3人	
				使用者を代表する委員	出席3人	定数3人	
主	要	議	題	1 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業最低賃金について(金額審議)			
議	事	要	山口				

1. 主な審議事項

- ①労使各側より金額改正に関する意見書について補足説明がなされた。
- ②事務局(香川労働局賃金室)より最低賃金に関する基礎調査結果について説明がなされた。
- ③香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金額について、労使双方から金額提示され、金額提示の根拠等について説 明された。
- 2. 労働者側、使用者側の金額提示、根拠

労働者側 第1回提示額: 894円 (+32円)

根拠: 香川県内の組織労働者の18歳時の時間額1,051円をもとに、電気の特定最賃862円との差を6年で解消するとして、 $(1,051-862)/6=31.5 \rightarrow 32$ 円。これを年間の賃金増加分として、一人年間6万円余りのため、この程度の増加は可能なのではないか。

労働者側 第2回提示額 : 889円 (+27円)

根拠 : 先ほどの6年で解消しようとしたものを、7年で解消するとすれば、(1,051-862)/7=27となるため、27円を提示する。

使用者側 第1回提示額 : 870円 (+8円)

根拠: GDPの成長率0.9%を元に、現行の862円×0.009=7.758円 → 8円

使用者側 第2回提示額: 877円 (+15円)

根拠: 香川県経協の会員企業のうち、全産業の春闘結果による昇給率は1.70%、電気に限っては1.52%であるが、これを現行の862円にかければ14.654となり15円、電気に限っては13円となるため、全産業の方を採って15円を提示する。

労働者側、使用者側共にこれ以上の歩みよりの様子がうかがえないため、次回の専門部会において引き続き審議することを確認し、散会。